

令和3年社会生活基本調査の概要

1 調査内容

1 日の生活時間の配分及び1年間の自由時間における主な生活行動

※ 1日の生活時間の配分は、令和3年10月16日から24日までのうち調査区ごとに指定された2日間（生活時間の指定日）について調査した結果である。この時期は、新型コロナウイルス感染症に伴う「県独自の緊急事態宣言」が令和3年9月末をもって解除された直後となる。

1年間の主な生活行動は、令和2年10月20日から令和3年10月19日までの過去1年間の自由時間において該当する行動を行った状況について調査した結果である。この時期は、3回の「県独自の緊急事態宣言」を含んだ期間となっていた。

2 調査の範囲

(1) 調査の地域

平成27年国勢調査の調査区のうち、総務大臣の指定する県内132調査区において調査を行った。このうち、「調査票A」を用いた調査区は、128調査区、「調査票B」を用いた調査区は4調査区である。

(2) 調査の対象

指定調査区の中から選定した1,584世帯に居住する、10歳以上の世帯員3,296人を対象とした。このうち、今回の公表に係る集計対象は、「調査票A」について回答した3,134人である。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）

イ 外国軍隊の軍人、軍属とその家族

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の被収容者

オ 社会福祉施設に入所している人

カ 病院、療養所などに入院している人

キ 水上に住居のある人

3 調査の基日

調査は、令和3年10月20日現在で行った。

ただし、生活時間については、10月16日から10月24日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査した。

4 調査事項

以下の事項を調査した。

ただし、調査票Bについては、(3)のオ～ケ並びに(4)のオ及びコの事項を除く。

(1) 全ての世帯員に関する事項

ア 世帯主との続柄

イ 出生の年月又は年齢

ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況

(2) 10歳未満の世帯員に関する事項
育児支援の利用の状況

(3) 10歳以上の世帯員に関する事項

ア 氏名	カ ボランティア活動の状況
イ 男女の別	キ スポーツ活動の状況
ウ 配偶の関係	ク 趣味・娯楽活動の状況
エ ふだんの健康状態	ケ 旅行・行楽の状況
オ 学習・研究活動の状況	コ 生活時間配分

(4) 15歳以上の世帯員に関する事項

ア 慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態	ク 年次有給休暇の取得日数
イ 日常生活への支障の程度	ケ 仕事の種類
ウ 介護の状況	コ 所属の企業全体の従業者数
エ 就業状態	サ ふだんの1週間の就業時間
オ 就業希望の状況	シ 希望する1週間の就業時間
カ 従業上の地位	ス 仕事からの年間収入
キ 勤務形態	

(5) 世帯に関する事項

ア 世帯の種類
イ 10歳以上の世帯員数
ウ 10歳未満の世帯員数
エ 世帯の年間収入
オ 不在者の有無

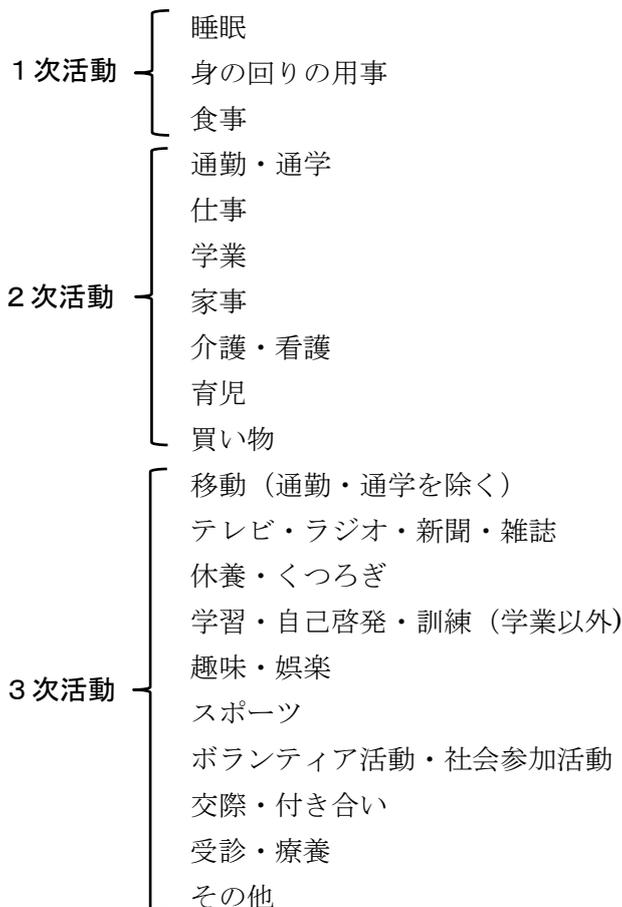
5 利用上の注意

- (1) 統計表の数字は、表章単位未満の位で四捨五入してある。また、「総数」に「分類不能」、「不詳」の数を含むことから、「総数」と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しない。
- (2) 統計表中の「0」、「0.0」は、集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (3) 統計表中の「-」は、該当の行動者が皆無の場合及び当該属性のサンプルサイズが皆無の場合のため省略している箇所である。
- (4) 統計表中の「…」は、サンプルサイズが10未満で、結果精度の観点から表章していない箇所である。ただし、一部の統計表については、下記分類事項の「総数」のサンプルサイズが10未満の場合、その内訳を「-」と表示している。
 - ・ 行動の種類、行動の時間階級、夫の行動時間階級、妻の行動時間階級、スマートフォン・パソコンなどの使用

用語と分類（生活時間関係）

1 行動の種類

1日の行動を20種類に分類し、時間帯（15分単位）別の行動状況（同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの一つ）を調査した。20種類の行動は大きく三つの活動にまとめ、1次活動（睡眠、食事など生理的に必要な活動）、2次活動（仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動）及び3次活動（1次活動、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動）とした。



2 平均時間

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間数で、次の種類がある。

- 〔・総平均……該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均
- 〔・行動者平均……該当する種類の行動をした人のみについての平均
- 〔・曜日別平均……調査の曜日ごとに平均値を算出したもの。平日平均（月曜日～金曜日の平均値）、月曜日～日曜日平均がある。
- 〔・週全体平均……次の式により曜日別結果を平均して算出した。

(月曜日平均+……+日曜日平均)

7

ただし、ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおり算出した。

- ・週全体の総平均時間

(5×平日平均+土曜日平均+日曜日平均)

7

- ・週全体の行動者平均時間

(月曜日平均+……+日曜日平均) *

月曜日～日曜日の当該行動者のいる曜日数

*：当該行動者のいる曜日のみ。

3 平均時刻

連続する2日間の時間帯別の行動の状況から、主な行動の開始又は終了時刻を1日目の午前0時からの経過時間数とし、次の式により平均時刻を算出した。なお、結果表章に用いている曜日は1日目の曜日である。

$$\frac{\sum (1 \text{ 日目午前0時からの経過時間数} \times \text{行動者数})}{\text{行動者数}}$$

各行動の開始又は終了時刻は、次のとおりとした。

- ・起床時刻

12時前に始まり、60分を超えて続く最初の睡眠の終了時刻。なお、睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は睡眠が続いているとした。

- ・朝食開始時刻

4時以降、11時前に始まる最初の食事開始時刻

- ・夕食開始時刻

16時以降、24時（翌日0時）前に始まる最初の食事開始時刻

- ・就寝時刻

17時以降、36時（翌日12時）前に始まり、60分を超えて続く睡眠の開始時刻。該当の睡眠が2行動以上ある場合は、睡眠継続時間が最長の睡眠（継続時間が同じ場合は、早く現れる方の睡眠）の開始時刻とした。また、睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は、睡眠が続いているとした。

なお、平成13年の特別集計においては、17時以降、28時（翌日4時）前に始まる睡眠の開始時刻とし、該当の睡眠が2行動以上の場合は、睡眠継続時間の長短にかかわらず、後から現れる睡眠の開始時刻とした。

- ・ 出勤時刻

0時15分以降、24時（翌日0時）前に始まる最初の仕事の前にある通勤・通学の開始時刻。最初の仕事の前に通勤・通学がなく、他の仕事の前に通勤・通学がある場合は、最初の仕事を前日からの仕事又は持ち帰り仕事とみなし、その次に現れる仕事の前の通勤・通学の開始時刻とした。他の仕事の前にも通勤・通学がない場合は最初の仕事の開始時刻とした。

- ・ 仕事からの帰宅時刻

0時15分以降、24時（翌日0時）前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻。最後の仕事の後に通勤・通学がなく、それ以前に現れる仕事の後に通勤・通学がある場合は、最後の仕事を持ち帰り仕事とみなし、それ以前に現れる仕事の後にも通勤・通学がない場合は最後の仕事の終了時刻とした。

なお、最後の仕事の後に通勤・通学はないが、仕事の前に通勤・通学があり、かつ、それ以前の仕事の後にも通勤・通学がある場合は、変則勤務又は複数の仕事に従事しているとみなし、仕事からの帰宅時刻は「不詳」とした。

用語と分類（生活行動関係）

1 過去1年間に行った活動

この調査では、自由時間における「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」について、過去1年間の活動状況をそれぞれの種類別に「行ったか否か」、また、行った場合には、1年間の活動の「頻度」や「目的」、「方法」、「共にした人」などを調査した。

(1) 学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習、自己啓発や訓練をいう。社会人の職場研修や、児童・生徒・学生が学業（授業、予習、復習）として行うものは除き、クラブ活動や部活動は含む。「学習・自己啓発・訓練」については、その内容を次の9種類に分類し調査した。

- ・ 英語
- ・ 英語以外の外国語
- ・ パソコンなどの情報処理
- ・ 商業実務・ビジネス関係
- ・ 介護関係
- ・ 家政・家事（料理・裁縫・家庭経営など）
- ・ 人文・社会・自然科学（歴史、経済、数学、生物など）
- ・ 芸術・文化
- ・ その他

(2) ボランティア活動

報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行っている活動をいう。「ボランティア活動」については、対象や目的を次の 11 種類に分類し調査した。

- ・健康や医療サービスに関係した活動
(献血、入院患者の話し相手、安全な食品を広めることなど)
- ・高齢者を対象とした活動
(高齢者の日常生活の手助け、高齢者とのレクリエーションなど)
- ・障がい者を対象とした活動
(手話、点訳、朗読、障がい者の社会参加の協力など)
- ・子供を対象とした活動
(子供会の世話、子育て支援ボランティア、学校行事の手伝いなど)
- ・スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動
(スポーツを教えること、日本古来の文化を広めること、美術館ガイド、講演会・シンポジウム等の開催など)
- ・まちづくりのための活動
(道路や公園等の清掃、花いっぱい運動、まちおこしなど)
- ・安全な生活のための活動
(防災活動、防犯活動、交通安全運動など)
- ・自然や環境を守るための活動
(野鳥の観察と保護、森林や緑を守る活動、リサイクル運動、ゴミを減らす活動など)
- ・災害に関係した活動
(災害を受けた人に食べものや着るものを送ること、炊き出しなど)
- ・国際協力に関係した活動
(海外支援協力、難民支援、日本にいる外国人への支援活動など)
- ・その他
(人権を守るための活動、平和のための活動など)

(3) スポーツ

個人の自由時間の中で行う「スポーツ」をいう。なお、職業スポーツ選手が仕事として行うものや、児童・生徒・学生が体育の授業で行うものは除き、クラブ活動や部活動は含む。「スポーツ」については、次の 23 種類に分類し調査した。

- ・野球(キャッチボールを含む)
- ・ゴルフ(練習場を含む)
- ・登山・ハイキング
- ・ソフトボール
- ・グラウンドゴルフ
- ・サイクリング
- ・バレーボール
- ・柔道
- ・ジョギング・マラソン
- ・バスケットボール
- ・剣道
- ・ウォーキング・軽い体操
- ・サッカー(フットサルを含む)
- ・ボウリング
- ・ヨガ
- ・卓球
- ・つり
- ・器具を使ったトレーニング
- ・テニス
- ・水泳
- ・その他のスポーツ
- ・バドミントン
- ・スキー・スノーボード

(4) 趣味・娯楽

仕事、学業、家事などのように義務的に行う活動ではなく、個人の自由時間の中で行うものをいう。「趣味・娯楽」については、次の35種類に分類し調査した。

- ・美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)
- ・スポーツ観覧 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)
- ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)
- ・映画館での映画鑑賞
- ・映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど)
- ・コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞
- ・コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞
- ・CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞
- ・楽器の演奏
- ・邦楽 (民謡、日本古来の音楽を含む)
- ・コーラス・声楽
- ・カラオケ
- ・邦舞・おどり
- ・洋舞・社交ダンス
- ・書道
- ・華道
- ・茶道
- ・和裁・洋裁
- ・編み物・手芸
- ・趣味としての料理・菓子作り
- ・園芸・庭いじり・ガーデニング
- ・日曜大工
- ・絵画・彫刻の制作
- ・陶芸・工芸
- ・写真の撮影・プリント
- ・詩・和歌・俳句・小説などの創作
- ・趣味としての読書 (マンガを除く)
- ・マンガを読む
- ・囲碁
- ・将棋
- ・パチンコ
- ・スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム
- ・遊園地、動植物園、水族館などの見物
- ・キャンプ
- ・その他の趣味・娯楽

(5) 旅行・行楽

旅行は、1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいい、日帰りの旅行を除く。行楽は、日常生活圏を離れて宿泊を伴わず、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りを含む。「旅行・行楽」については、国内・海外及び旅行目的を次の4種類に分類し調査した。

- ・行楽 (半日以上の日帰りをいい、夜行日帰りも含む)
- ・国内観光旅行 (レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む)
- ・国内帰省・訪問などの旅行
- ・海外観光旅行 (レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む)

2 行動者数、行動者率

(1) 行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人(10歳以上)の数。なお、数値は母集団における行動者数の推定値である。

(2) 行動者率

10歳以上人口に占める行動者数の割合。次の式により算出した。

$$\text{行動者率} = \text{行動者数} \div \text{各属性の10歳以上人口} \times 100 (\%)$$

